

埼玉県鉄道安全輸送設備整備費補助金交付要綱

(平成20年 5月21日決裁)

(平成20年11月17日決裁)

(平成21年11月13日決裁)

(平成22年 8月17日決裁)

(平成23年 9月22日決裁)

(平成28年 6月23日決裁)

(令和 5年 9月29日決裁)

(趣旨)

第1条 県は、鉄道事業（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業をいう。）における安全性の向上に資する設備（以下、「鉄道安全輸送設備」という。）の整備に要する経費の一部を、国と協調して、秩父鉄道株式会社及び鉄道事業再構築事業を実施する地方公共団体が経営する第3種鉄道事業者（以下「補助対象事業者」という。）に、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「補助対象事業」とは、次の各号に掲げる設備の整備等であって、国土交通省関東運輸局長に提出された生活交通ネットワーク計画又は生活交通改善事業計画に基づくものをいう。

- 一 信号保安設備
- 二 保安通信設備
- 三 防護設備
- 四 停車場設備
- 五 線路設備
- 六 電路設備
- 七 変電所設備

八 車両設備

九 その他設備

(補助の対象)

第3条 補助対象経費の範囲は、補助対象事業者が補助対象事業の設備の整備に直接要した本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費、調査費及び鉄道事業再構築事業を実施するために要するコンサルティングに係る委託経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、国の補助する額以内、かつ、補助対象経費に1/3を乗じて得た額以内の額とする。

(補助金の交付申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第2項第1号に規定する書類は、前事業年度の営業報告書とする。

3 規則第4条第2項第2号に規定する書類は、前事業年度の全事業及び鉄道事業に係る損益計算書及び貸借対照表とする。

4 規則第4条第2項第3号に規定する書類は、様式第2号のとおりとする。

5 規則第4条第2項第4号に規定する書類は、国土交通省関東運輸局長に提出した生活交通ネットワーク計画又は生活交通改善事業計画の写しとする。

6 規則第4条第2項第5号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道の輸送状況（様式第3号）

(2) 鉄道安全輸送設備の整備に着手している場合には、それを証する書類

7 補助対象事業者は、国から地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業）交付決定通知書又は鉄道施設総合安全対策事業費補助金交付決定通知書を受け取ったときは、遅滞なくその写しを知事に提出しなければならない。

(補助金交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の補助金交付決定通知書は、様式第4号のとおりとする。

(状況報告)

第7条 補助対象事業者は、補助対象事業に着手したとき（当該補助事業が補助金の交付決定以前に着手しているものにあつては、交付決定の通知を受けたとき）は、遅滞なくその旨を知事に報告しなければならない。

ただし、補助金の交付申請以前に着手しているものにあつては、この限りでな

い。

2 補助対象事業者は、知事の要求があったときは、補助対象事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

3 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、様式第5号により速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(事業内容の変更等の承認)

第8条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

一 補助対象経費の配分を変更しようとする場合（埼玉県鉄道安全輸送設備整備費補助金交付申請書別紙補助対象経費明細書の総括表に記載された補助対象経費相互間におけるいずれか低い経費の1割以内の額を限度として増減させる場合を除く。）。

二 補助対象事業の内容を変更しようとする場合及び補助対象事業間の内容の変更をしようとする場合。

三 補助対象事業を中止又は廃止しようとする場合。

2 前項の規定により、知事の承認を受ける場合は、様式第6号の変更（中止・廃止）承認申請書及び様式第2号の補助対象経費の負担者等を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請内容が適正であると認めるときは、その旨を様式第4号により、通知するものとする。

(補助対象事業の期限)

第9条 補助対象事業は、補助金の交付を受けようとする事業年度の4月1日以降に着手し、3月20日までに完了しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第10条 規則第13条の実績報告書は、様式第7号のとおりとし、次に掲げる書類の写しを添付しなければならない。

(1) 契約関係書類

(2) 支払証拠書類

(3) 検査調書

(実績報告書の提出期限)

第11条 規則第13条の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了したときは、

その日から20日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする会計年度の3月23日までのいずれか早い日までとする。

(国からの補助金の額の確定通知書の写しの提出)

第12条 補助対象事業者は、国から地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業）又は鉄道施設総合安全対策事業費補助金の額の確定通知書を受け取ったときは、遅滞なくその写しを知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知書の様式)

第13条 規則第14条の補助金の額の確定通知書は、様式第8号のとおりとする。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、補助対象事業により取得し又は効用の増加した鉄道安全輸送設備をいう。

(書類の整備等)

第15条 補助対象事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する事業年度の翌事業年度から5年間保管しなければならない。

(各事業への収益及び費用の配分)

第16条 この補助金の運用に関し、各事業の収益及び費用を計算する場合において、鉄道事業と他の事業とに関連する収益及び費用は、別表に定めるところにより配分する。

(公共工事の品質確保の促進)

第17条 鉄道安全輸送設備の整備にあたっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）に則り、経済的に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保することとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第18条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならないが、交付申請書の提出をもってこれに同意したものであるとする。

附 則

この要綱は、平成20年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から適用する。

別表

収益及び費用の配分方法

営業収益	鉄道事業会計規則（昭和62年運輸省令第7号）別表第1に定めるところによる。
営業費	同上
営業外収益	専属営業収益の百分率
営業外費用	
支払利息・割引料	前事業年度末における専属営業用固定資産額（減価償却引当金の額を控除した額とする。）の百分率
その他	営業費の百分率

(あて先)

埼玉県知事

住所

名称

年度 埼玉県鉄道安全輸送設備整備費補助金交付申請書

年度埼玉県鉄道安全輸送設備整備費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 交付を受けようとする補助金の額 金 円
- 2 補助対象事業の内容の概要
- 3 補助対象経費の総額及びその内訳

鉄道安全輸送設備の整備の種類	補助対象経費	補助率	補助金申請額
	円		円
計		—	

別紙「補助対象経費明細書」のとおり

- 4 補助対象事業の着手（予定）期日 年 月 日
- 5 補助対象事業の完了予定期日 年 月 日

(注) 補助対象事業の内容の概要及び補助対象事業の完了予定期日は、路線及び鉄道安全輸送設備の整備の種類ごとに記入する。

様式 第1号 別紙

補助対象経費明細書

1 総括表

- (1) 鉄道安全輸送設備整備路線名
- (2) 鉄道安全輸送設備整備の種類
- (3) 補助対象経費の配分

本工事費	円
附帯工事費	円
補償費	円
調査費	円
計	円

- 備考 1 本表は、路線及び鉄道安全輸送設備の整備の種類ごとに作成する。
- 2 鉄道安全輸送設備整備の種類は、第2条第1項各号に掲げる設備の別を記入する。
- 3 鉄道安全輸送設備の整備に伴う資産を購入する場合は、本工事費に記入する。

2 明細書

区分	種別	単位	数量	単価	金額

- 備考 1 総括表の備考1は本表に準用する。
- 2 区分欄には、本工事費、附帯工事費、補償費、及び調査費別に記入し、材料費及び人件費を（ ）で記入する。
- 3 種別欄には、資材の名称、形状、寸法及び品質（規格）並びに工事に使用する労働者の職種等を記入する。

様式 第2号

補助対象経費の負担者等

負担者	負担額	負担方法

県以外の負担者の負担額計 _____ 円

様式 第3号

輸 送 状 況 調

年 月 日から

年 月 日まで

名称 _____

路線名 _____

1 旅 客

種 別	年度		年度		年度		備 考
定期外旅客	()	人	()	人	()	人	
回数券	()		()		()		
その他	()		()		()		
定期旅客	()		()		()		
通勤	()		()		()		
通学	()		()		()		
合計	(100)		(100)		(100)		

備考1 本表は、鉄道安全輸送設備の整備が完了した年の4月1日の属する事業年度の
前事業年度末からさかのぼり3年間における実績を営業年度ごとに作成する。

2 () 内には、合計に対する比率 (%) を記載する。

2 貨 物

品 名	年度			年度			年度			備 考
	車扱	小扱	計	車扱	小扱	計	車扱	小扱	計	
	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	

備考1 旅客の表の備考1は本表に準用する。

2 輸送数量の僅少な貨物は、一括して品名欄に「その他」として掲上する。

3 輸 送 密 度

項 目		単 位	年 度	年 度	年 度	備 考
A	営業延日キロ	千 ^キ ロ				
B	旅客運輸収入	千円				
C	貨物運輸収入	千円				
D	旅客延人キロ	千人 ^キ ロ				
E	貨物延トンキロ	トン ^キ ロ				
F	輸送密度					
	旅客(D)/(A)	人				
	貨物(E)/(A)	トン				

備考 旅客の表の備考1は、本表に準用する。

様式 第4号

第 号

年 月 日

様

埼玉県知事

年度 埼玉県鉄道安全輸送設備整備費補助金交付（変更）決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度埼玉県
鉄道安全輸送設備整備費補助金については、下記のとおり交付（変更）することに決
定したので通知します。

記

1 補助対象経費 金 円

2 補助金の額 金 円

(内訳)

補助事業内容	補助対象経費	補助率	補助金額

3 支払方法 精算払

4 補助金の確定額は、交付決定した補助金の額（変更した場合は、変更後の額）と
補助対象経費の実支出額に補助率上限を乗じて得た額とのいずれか低い額とする。

5 補助対象事業の完了予定期日 年 月 日

6 条 件

- (1) 補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）及び埼玉県鉄道安全輸送設備整備費補助金交付要綱に従わなければならない。
- (2) 次の各号の一つに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 補助対象経費の配分を変更しようとする場合（埼玉県鉄道安全輸送設備整備費補助金交付申請書別紙補助対象経費明細書の総括表に記載された補助対象経費相互間におけるいずれか低い経費の1割以内の額を限度として増減させる場合を除く。）
 - イ 補助対象事業の内容を変更しようとする場合及び補助対象事業間の内容の変更をしようとする場合。
 - ウ 補助対象事業を中止又は廃止しようとする場合。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示に従うこと。
- (4) 補助金の交付の対象となった鉄道安全輸送設備の整備に関する書類は、整備完了後5年間保存しておかなければならない。

様式 第5号

第 号

(あて先)

年 月 日

埼玉県知事

住所

名称

埼玉県鉄道安全輸送設備整備事業遂行状況報告書

年度埼玉県鉄道安全輸送設備の整備遂行状況を下記のとおり報告します。

記

1 鉄道安全輸送設備整備路線名

2 鉄道安全輸送設備整備の種類

区分	進捗状況	着工期日	完了予定期日	遅延又は遂行困難な理由
本工事費 附帯工事費 補償費 調査費	%		()	

備考 1 本表は、路線及び鉄道安全輸送設備の種類ごとに作成する。

2 完成予定期日の()内は、当初予定期日を記入する。

(あて先)

埼玉県知事

住所

名称

年度 埼玉県鉄道安全輸送設備整備補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
年度埼玉県鉄道安全輸送設備整備費補助金について、下記の理由により変更（中
止・廃止）したいので申請します。

記

1 補助金の額

(1) 変更前の補助金の額 金 円

(2) 変更後の補助金の額 金 円

(変更前後の対比は、別紙1のとおり)

2 変更等の理由

3 変更後の補助対象経費の総額及びその内訳

鉄道安全輸送設備の整備の種類	補助対象経費	補助率	補助金申請額
	円		円
計		—	

別紙2「補助対象経費明細書」のとおり

(注) 中止、廃止又は期日変更のみの場合は、3について記入を要しない。

4 補助対象事業の着手日

年 月 日

5 補助対象事業の変更後の完了予定期日 年 月 日

(注) 4、5については、路線及び鉄道安全輸送設備の整備の種類ごとに記入する。

6 添付する書類

交付決定通知書（写）、事業者との変更契約等、参考となる書類

様式 第6号 別紙1

年度 埼玉県鉄道安全輸送設備整備費補助金変更承認申請事業内訳書

1 補助対象経費

内 訳	変 更 前 金 額	変 更 後 金 額
	円	円
合 計	円	円

様式 第6号 別紙2

補助対象経費明細書

1 総括表

- (1) 鉄道安全輸送設備整備路線名
- (2) 鉄道安全輸送設備整備の種類
- (3) 補助対象経費の配分

本工事費	円
附帯工事費	円
補償費	円
調査費	円
計	円

- 備考 1 本表は、路線及び鉄道安全輸送設備の整備の種類ごとに作成する。
- 2 鉄道安全輸送設備整備の種類は、第2条第1項各号に掲げる設備の別を記入する。
- 3 鉄道安全輸送設備の整備に伴う資産を購入する場合は、本工事費に記入する。

2 明細書

区分	種別	単位	数量	単価	金額

- 備考 1 総括表の備考1は本表に準用する。
- 2 区分欄には、本工事費、附帯工事費、補償費、及び調査費別に記入し、材料費及び人件費を（ ）で記入する。
- 3 種別欄には、資材の名称、形状、寸法及び品質（規格）並びに工事に使用する労働者の職種等を記入する。

様式 第7号

第 号
年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住所

名称

年度 埼玉県鉄道安全輸送設備整備事業実績報告書

年度埼玉県鉄道安全輸送設備整備事業が完了しましたので、その実績を下記のとおり報告します。

記

- 1 鉄道安全輸送設備の整備完了年月日
- 2 鉄道安全輸送設備の整備の内容の概要
- 3 補助対象経費決算表

(注) 補助対象経費決算表は、様式第1号の別紙明細書に準ずる。

様式 第8号

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年度埼玉県鉄道安全輸送設備整備費補助金の額の確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度埼玉県鉄道安全輸送設備整備費補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

補助金の確定額 金 円

別紙（第18条関係）

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。